

暮らしを守る山村集落環境整備事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

事業の目的・概要	中山間地域の集落を対象に、土砂流出防止施設の整備などの事前防災対策や水源確保対策を実施し、災害から暮らしを守る集落環境を整備することにより、集落機能の保全と定住の促進に資する。		
事業実施主体	市町村		
対象事業等	1 ライフライン（生活道、電気・通信施設等）、水源施設等及び林業用施設（ほだ場、炭釜等）を保全対象とした事前防災に資する施設の整備（土砂流出防止施設、土留工等）及び周辺整備。 （補助基準①～⑥要件の全てに該当する集落であること） 2 水源施設等の整備（治山ダム等を利用した飲料水等の取水施設、ろ過槽、溜枘等の整備、管理道の整備、防災水槽） （補助基準⑤⑥を除く要件の全てに該当する集落であること）		
補助基準	① 宮崎県中山間地域振興条例第2条に規定する「中山間地域」の該当地域。 ② 全体計画の事業費が概ね2,000万円以内であること。 なお、事業内容は国庫補助事業に該当しない規模の事業を対象とする。 ③ 全体工事は概ね3か年以内で完了すること。 ④ 当該市町村長が維持継続ができると認める集落であること。 ⑤ 山地災害危険地区等、当該市町村長が危険であると認める箇所であること ⑥ 保全対象となる林業用施設は、2戸以上の共同利用であり、当該市町村長が生業に不可欠と認めるものであること。 ⑦ 水資源確保上重要な地域で、かつ水源地域整備事業（国庫補助）の採択を受けられない地域において、山地の荒廃等により溪流環境が悪化していたり、取水施設等に土砂が流入し、水質が汚濁していること。 ⑧ 集落に係る民有林の森林率が県平均値以上であり、宮崎県水源地域保全条例第9条で知事が指定した水源地域内にあること。 ⑨ 取水施設及びその付帯施設は、水源森林から生活飲料水及び林産物の生産施設に取水している受益戸数が2戸以上10戸未満のものとする。		
補助率	3分の2以内		
県内事例 ※振り替え前事業実績を記載	①令和2年度 住民の生活道となっている村道及び林道の保全のため、落石防護網の設置や法面保護工を実施した。 ②令和3年度 住民の避難路となっている生活道を保全するため、河床の洗堀を防止し安定させるための床固工の設置や、落石による災害を防ぐための落石防護網の設置などを実施した。		
県主管課名	環境森林部 自然環境課 (治山担当)	電話番号	26-7161 内線：2328

みやざきの持続可能な農山村づくり支援事業
(旧事業：みやざきの新しい農泊活用推進事業)

(事業開始年度：令和4年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>中山間地域において暮らしやなりわいの基盤となる集落機能の維持・強化を図るため、農業継続を下支えする組織等の機能強化や農泊ビジネスの再生等による農村RMOの形成を促進する。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>農村地域づくり協議会、市町村、作業受託組織、農泊地域協議会、県等</p>		
<p>事業内容等</p>	<p>1 農村RMOモデル育成支援事業 農林地保全や地域資源活用、生活支援等の活動に必要な調査、実証等を支援</p> <p>2 農村RMOステップアップ支援事業</p> <p>① 作業受託組織機能強化事業 農作業受託及び関連サービスを行う組織の受託規模の拡大に必要な取組を支援</p> <p>② 農泊ビジネス創造事業 ・農泊地域への人流を促進するプロモーションを実施 ・他業種と連携した農泊推進の取組を支援</p> <p>③ 中山間地域農業推進事業 持続可能な農山村づくりの先進地調査や農泊事業者等向け研修会等を実施</p>		
<p>補助率</p>	<p>定額（農村RMOモデル育成支援事業、農泊ビジネス創造事業） 2／3以内（県1／3、市町村1／3）等（作業受託組織機能強化事業）</p>		
<p>県内事例</p>	<p><令和3年度実績></p> <p>1 未来につなぐ中山間地域農業支援事業 採択団体：10団体（5市町村） 事業内容：ドローン、トラクター、田植機の導入 等</p> <p>2 農泊地域PR促進事業 ・2種類のオンライン予約サイトに延べ16軒の農家民宿等の情報を掲載 ・インフルエンサーによるプロモーションや農泊モデルコース作成等を実施</p> <p>3 農泊クラスター支援事業 採択団体：5団体 事業内容：体験プログラム開発、モニターツアー実施、研修会実施 等</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (中山間活性化担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7049 内線：2626</p>

山間地域で稼げる集落モデル構築支援事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

事業の目的・概要	条件不利な山間地域の農村集落において、農作物や地域の資源を活用した新たなビジネスを創出するため、集落によるモデル構想の策定や構想実現に向けた新たな取り組みの実証・調査を支援するとともに、それらをサポートする体制を整備する。		
事業実施主体	集落等		
対象事業等	農村集落活性化モデル構想策定事業 農業を基軸とした新たなビジネスの創出やそれに対応した農業生産の向上、集落内外の多様な人材が活躍できる環境づくり、山間地域の資源を活かした所得確保等の農村集落活性化モデル構想の策定及び実証活動を支援		
補助基準	事業対象地域は、以下のいずれかに該当する地域 <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が定める農業地域類型の山間農業地域 ・棚田地域振興法における指定棚田地域 ・事業対象地域内の集落等であること ・事業実施主体は、組織の代表者及び運営に関する規約が定められていること ・事業実施主体が策定した集落ビジネスプランに基づく活動であること		
補助率	定額		
県内事例	<令和3年度実績> 採択団体：6団体（5市町村） 事業内容：新品目導入に係る農機具等の導入 加工品の製造、ラベルのデザイン委託等		
県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (中山間活性化担当)	電話番号	26-7049 内線：2646

農山漁村振興交付金事業
(地域活性化対策)

(事業開始年度：平成28年度)

— 農林水産省農村振興局都市農村交流課ほか —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくること及び農山漁村について広く知ってもらうことを目的とし、農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した活動計画づくり等を支援する。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>地域協議会（市町村が参画）等</p>		
<p>対象事業等</p>	<p>1 活動計画策定事業 (1) アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定 (2) 地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等 2 農山漁村関わり創出事業 (1) 農山漁村体験研修の実施 (2) 情報の発信及び共有 (3) 農村プロデューサー養成講座の実施 3 農山漁村情報発信事業 地域活性化や所得向上の優良事例、世界農業遺産、日本農業遺産、世界かんがい施設遺産及び農業・農村の有する多面的機能について、全国への情報発信等</p>		
<p>交付率</p>	<p>定額</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (中山間活性化担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7049 内線：2626</p>

農山漁村振興交付金事業 (中山間地農業推進対策)

(事業開始年度：令和2年度)

— 農林水産省農村振興局地域振興課 —

事業の目的・概要	中山間地域において、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を深化させる取組、地域の特性を生かした複合経営等の多様な農業の推進、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成等に対する支援を実施する。		
事業実施主体	都道府県、市町村、地域協議会（市町村が参画）		
対象事業等	1 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援 中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等 (2) 元気な地域創出モデル支援 農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組等 (3) 地域レジリエンス強化支援 中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において、自然災害等の不測の事態が生じた際の円滑な避難対応等を実現するための取組等 2 農村型地域運営組織形成推進事業 (1) 農村型地域運営組織モデル形成支援 地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組等 (2) 農村型地域運営組織形成伴走支援 中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等		
交付率	1 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援：定額 (2) 元気な地域創出モデル支援：定額（上限500万円） (3) 地域レジリエンス強化支援：定額（上限500万円） 2 農村型地域運営組織形成推進事業 (1) 農村型地域運営組織モデル形成支援：定額（上限1,000万円） (2) 農村型地域運営組織形成伴走支援：定額		
県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (鳥獣被害対策担当)	電話番号	26-7924 内線：2605

農山漁村振興交付金事業 (農泊推進対策)

(事業開始年度：平成29年度)

— 農林水産省農村振興局都市農村交流課 —

事業の目的・概要	「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図る。		
事業実施主体	市町村、地域協議会等		
対象事業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 農泊推進事業（ソフト） 農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組、情報発信等の取組 2 人材活用事業（ソフト） 農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、今後の取組を担う地域外の人材（研修生）を活用する取組 3 農泊地域高度化促進事業（ソフト） <ol style="list-style-type: none"> (1) インバウンド対応 ストレスフリーな環境の整備や食事メニュー・体験プログラムの開発等のインバウンド対応の高度化に資する取組 (2) 高付加価値化対応 食や地域の景観を活用したコンテンツの高付加価値化に資する取組 (3) ワークーション対応 ワークーション受入対応の高度化に資する取組 4 農家民宿転換促進費（ソフト） 農家民泊から農家民宿へ転換する取組 5 施設整備事業（ハード） 市町村等が行う古民家、廃校舎等を活用した滞在施設、農林漁業・農山漁村体験施設等を整備する取組や、農家民泊経営者等が行う農泊設備の整備 		
交付率	定額、1／2等（実施事業等により異なる）		
県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (中山間活性化担当)	電話番号	26－7049 内線：2626

**農山漁村振興交付金事業
(農山漁村発イノベーション対策)**

(事業開始年度：令和4年度)

— 農林水産省農村振興局地域整備課ほか —

事業の目的・概要	農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援する。		
事業実施主体	都道府県、市町村、農林漁業者団体、民間団体等		
対象事業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 農山漁村発イノベーション推進支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 2次・3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発これらにかかる研究開発等を支援 2 農山漁村発イノベーションサポート事業 <ul style="list-style-type: none"> ①中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携した支援を実施するとともに、高度な専門家の派遣を通じた重点的な伴走支援や農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援 ②都道府県サポートセンターによる農山漁村発イノベーションに取り組む事業者への伴走支援や地方公共団体による農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援 3 農山漁村発イノベーション等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ①農山漁村活性化法に基づき、都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援 ②六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援 		
交付率	定額、1/2等（実施事業や実施地域によって交付率が異なる）		
県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (中山間活性化担当) 農政水産部 農業流通ブランド課 (6次産業化推進担当)	電話番号	26-7049 内線：2626 26-7847 内線：2622

鳥獣被害防止総合対策交付金
(宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業)

(事業開始年度：平成20年度)

－農林水産省農村振興局 鳥獣対策・農村環境課－

事業の目的・概要	野生鳥獣被害の深刻化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援する。		
事業実施主体	地域協議会 等		
対象事業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 ハード対策（鳥獣被害防止総合対策整備交付金） 侵入防止柵等の被害防止施設 鳥獣の食肉（ジビエ）等への処理加工施設、焼却施設 2 ソフト対策（鳥獣被害防止総合対策推進交付金） 鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、ICT等新技術実証・活用、ジビエ等利用拡大に向けた地域の取組、捕獲活動経費の直接支援 等 		
交付率	1 / 2 以内、定額 (条件不利地域は 55 / 100)		
県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (鳥獣被害対策担当)	電話番号	26-7924 内線：2625・2605

地域食資源高付加価値化推進事業

(事業開始年度：令和3年度) - 農林水産省都市農村交流課 (農山漁村発イノベーション対策) -

<p>事業の目的・概</p>	<p>農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することにより、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>市町村、六次産業化・地産地消法の認定を受けた農林漁業者等</p>		
<p>対象事業等</p>	<p>1 実践支援事業 農林漁業者等が主体となり、2次・3次産業と連携した加工・直売に係る商品開発、多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービス開発等を支援</p> <p>2 施設整備事業 六次産業化・地産地消法の認定を受けた農林漁業者等が、高付加価値化等に取り組むための農産物加工・販売施設等の整備を支援</p>		
<p>補助率</p>	<p>1 実践支援事業 1 / 2 以内、定額 (上限 5 0 0 万円)</p> <p>2 施設整備事業 3 / 1 0 以内、融資又は出資残補助、上限額 1 億円</p> <p>※中山間地農業ルネッサンス事業登載事業、市町村戦略に基づく取組、事業計画開始から2年以内に障害者雇用を行う取組は1 / 2 以内 ※業務用需要に対応したB t o Bの取組 (①H A C C Pに関する第三者認証取得、②取引先の求める品質管理基準を満たす施設、③取引量又は取扱金額の5 0 %以上がB t o B) は上限額2億円</p>		
<p>県 主 管 課 名</p>	<p>農政水産部 農業流通ブランド課 (6次産業化推進担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>2 6 - 7 8 4 7 内線：2 6 2 3</p>

産地パワーアップ計画支援事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

事業の目的・概要

T P P 協定の大筋合意を踏まえ、農業の国際競争力強化を図るため、地域における農産物の収益力向上に計画的に取り組む産地の生産コスト削減や高収益な作物・栽培体系への転換を進める取組等を支援する。

事業実施主体

産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（4）に定められた産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置づけられた者（農業者、農業者の組織する団体）、地域農業再生協議会、市町村等

対象事業等

施設整備・生産支援事業

産地パワーアップ計画に基づく生産技術高度化施設・集出荷貯蔵施設等の整備、農業機械等の導入及びリース導入及び生産資材の導入等

補助率等

1 補助率 1 / 2 以内

2 採択要件等

産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号元生産第1697号元政統第1781号）に定められた事業実施に必要な各種要件を満たすこと。

3 対象品目

土地利用型作物、野菜・いも類、果樹、花き、畑作物・地域特産物

県内事例

○輪ギクの更なる産地強化への体制整備（小林市）

○販売額増加に向けた茶産地体制の強化（国富町）

○水稻種子の生産を担う産地強化への整備（都城市）

https://www.maff.go.jp/kyusyu/seisan/sinko/sanntipawa-appu_jirei.html

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (生産振興企画担当)	電話番号	26-7135 内線2694
-------	---------------------------	------	-------------------

宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業

(事業開始年度：平成17年度)

— 県 —

事業の目的・概要

農業者はもとより関係機関・団体が緊密な連携を図りながら、生産から販売・流通に到る産地の現状分析や課題を整理するとともに、課題解決に向けた施設の整備・再編等の取組を計画的に支援する。

事業実施主体

市町村、農業者の組織する団体等

対象事業等

産地競争力の強化を図るための共同利用施設等の整備

補助率等

1 補助率 1 / 2 以内 等

2 採択要件等

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）に定められた事業実施に必要な各種要件等を満たすこと。

※ 各種要件の例

- ・ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則150日以上をいう。））が5名以上であること。
- ・ 施設等の受益地の全て（施設等の受益地が広域（県や複数の市町村の区域等）に及ぶ場合は概ねとする。）において、実質化された人・農地プランが策定されていること。
- ・ 目標年度までに、一定割合の受益者による国際水準GAPの実施が見込まれること。 など

県内事例

○加工・業務用野菜の集出荷貯蔵施設の整備（西諸県地域）等
※令和2年度取組内容より

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (畑作農業担当)	電話番号	26-7137 内線6355
-------	-------------------------	------	-------------------

スマート農業等生産団地創出支援事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

事業の目的・概要

産地力の低下や需要の変化に対応するため、地域の特徴に応じた農業生産団地の計画づくりから具現化までの手法を構築し、市町村との連携による産地の構造改革を加速させる。

事業実施主体

市町村、農業団体、営農集団等

対象事業等

- 1 産地構造転換支援事業
「大規模施設園芸団地」や「省力果樹団地」等の将来の生産の核となる農業生産団地の実現に向けた市町村の調整活動等を支援
- 2 スマート生産基盤推進支援事業
 - (1) スマート生産基盤推進事業
市町村の団地化構想を支えるスマート農業技術について、その根拠となるデータの収集、分析等を支援
 - (2) 農業情報活用支援事業
企業・農業団体等と連携したデータの解析・実証等

補助基準

一定の要件を満たす営農集団等

補助率

- 1については、1／2以内
- 2の(1)については、1／3以内
- 2の(2)については、定額

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (生産振興企画担当)	電話番号	26-7135 内線2694
-------	---------------------------	------	-------------------

土地利用型農業産地再編・強化対策事業

(事業開始年度：令和4年度)

— 県 —

事業の目的・概要

水田を中心に担い手の減少等による本県農業の生産力低下や産地縮小が懸念されるため、耕種農業の産出額アップに向け、土地利用型経営体の規模拡大を促進することにより、大規模経営体を核とした本県土地利用型農業の産地再編を図る。

事業実施主体

農業再生協議会、県果樹振興協議会、JA 花き振興協議会、県花き生産者連合会、県、法人等

対象事業等

- 1 土地利用型農業規模拡大促進事業
 - (1) 規模拡大を目指す経営体への支援体制の構築
土地利用型経営体間ネットワークの設置、規模拡大や収益力向上のモデルとなる取組の支援
 - (2) 県域段階の生産者組織の取組支援
果樹や花きの県段階の生産者組織の取組を支援
 - (3) 県推進費
優良種苗の安定供給体制の整備やスマート農業・耕種版インテグレーション等の情報提供
- 2 大規模経営体育成加速化事業
 - (1) 大規模営農計画の提案
 - (2) スマート農業技術による大規模経営の実践
スマート農業機械等の導入及びレンタルに係る経費の支援

補助率

- 1 土地利用型農業規模拡大促進事業
定額
- 2 大規模経営体育成加速化事業
スマート農業機械等の導入の場合 1 / 3 以内
スマート農業機械等のレンタルの場合 1 / 2 以内

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (水田農業担当)	電話番号	26-7136 内線2695
-------	-------------------------	------	-------------------

持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業

(事業開始年度：令和4年度)

— 県 —

事業の目的・概要

契約取引や産地一体となった売れる茶産地への転換を行うため、各地域の実情に応じた産地再生ビジョンを策定し、ビジョンの具現化に必要な産地再編や販路拡大等の対策を支援し、持続可能な茶産地を育成する。また、県外市場等での取引定着や、茶園の若返りによる優良園地の育成により、農家経営の安定を図る。

事業実施主体

市町村、営農集団、J A、農地所有適格法人 等

対象事業等

- 1 産地再生ビジョン実現事業
地域の実情に応じた産地再生ビジョンの策定と具現化に必要な取組への支援
- 2 茶産地構造転換対策事業
新たな販路開拓や荒茶の高品質化に向けた茶園の若返りに係る支援

補助基準

一定の要件を満たす営農集団等

補助率

- 1 産地再生ビジョン実現事業 定額、1 / 2、1 / 3 以内
- 2 茶産地構造転換対策事業 定額

県主管課名	農政水産部農産園芸課 (畑作農業担当)	電話番号	26-7137 内線 6355、6357
-------	------------------------	------	-------------------------

かんしょ・さといも病害対策強化事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

事業の目的・概要

サツマイモ基腐病やサトイモ疫病の発生により、重要な露地品目の産地存続が危ぶまれていることから、これらの病害対策を強化することで産地の維持を図る。

事業実施主体

県、農業団体、農業法人、種苗事業者 等

対象事業等

- 1 かんしょ病害対策強化事業
 - (1) 初動対応強化による拡大防止対策
 - ・「新たな知見（感染経路等）」に基づいた産地の防除体系強化
 - (2) 防除体制強化による未然防止対策
 - ・種苗事業者等の防疫体制の強化や防疫技術体系確立実証ほを設置
- 2 さといも疫病対策強化事業
 - ・種芋産地における疫病対策実証ほの設置

補助基準

一定の要件を満たす営農集団等

補助率

- 1 かんしょ病害対策強化事業
 - (1) 初動対応強化による拡大防止対策 1 / 3 以内
 - (2) 防除体制強化による未然防止対策 1 / 2 以内、定額
- 2 さといも疫病対策強化事業 1 / 2 以内

県主管課名	農政水産部農産園芸課 (畑作農業担当、露地園芸担当)	電話番号	26-7137 内線 6355、6357
-------	-------------------------------	------	-------------------------

脱炭素をめざす省エネ型施設園芸設備導入推進事業

(事業開始年度：令和4年度)

— 県 —

事業の目的・概要

将来にわたって持続可能な食料の生産・供給体制を構築するため、燃油に依存しない加温技術や高収益技術の実証・導入など脱炭素に向けた取組を支援する。

事業実施主体

協議会等

対象事業等

化石燃料を使用しない施設園芸への移行に向けた新たな技術の検証や省エネ技術等の導入支援

- 1 SDGs 対応型産地づくりに向けた検討会の開催
- 2 マニュアル作成・情報発信
- 3 環境影響評価の実施
- 4 新技術の実証
- 5 省エネ機器設備・資材の導入

補助基準

協議会は、農業者等と都道府県又は市町村は必須構成員とする。
農家は原則5戸以上とし、対象事業のうち5の事業に取り組まない場合、2戸以上でも良いものとする

補助率

対象事業のうち
1～4については、定額

5については、1/2以内

県内事例

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (施設園芸担当)	電話番号	26-7137 内線2700
-------	-------------------------	------	-------------------

魅力ある「みやざきの花」流通・販売力向上事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

事業の目的・概要

花き品目における輸送環境の変化や消費ニーズに対応するため、ポストハーベスト対策や効率的な輸送体制を構築するとともに、マーケット開拓及び新たな需要の創出を図る。

事業実施主体

「みやざき花で彩る未来」推進協議会、JA、営農集団等

対象事業等

- 1 流通体制整備事業（補助率：1／2以内、1／3以内）
 - ・ 品目に適した輸送形態実証・導入
 - ・ 鮮度・日持ち向上資材実証・導入
 - ・ MPS・切り花JAS認証取得推進 等
- 2 需要創出推進事業（補助率：1／2以内）
 - ・ 県産花き利用拡大
 - ・ トレンドの把握・追求のためのニーズ調査 等

補助基準

一定の要件を満たす営農集団等

補助率

1／2以内又は1／3以内

県内事例

- 1 流通体制整備事業
 - ・ 統一サイズかつ低コストの出荷箱の導入、低コスト保水資材の導入
 - ・ 作業場・集出荷場の衛生環境を改善する機材の導入
- 2 需要創出推進事業
 - ・ 産地交流会、新たな出荷規格等の導入実証、先進地出荷方法調査
 - ・ 普及促進のための広告宣伝、花育の実施、花の祭典の開催

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (施設園芸担当)	電話番号	26-7137 内線2700
-------	-------------------------	------	-------------------

ブランド果樹産地リノベーション推進事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

事業の目的・概要

本県果樹の主力であるブランド3品目（マンゴー、きんかん、日向夏）において、収量・品質の向上を推進するとともに、経営改善対策を行うことにより、産地をリノベーションし、果樹産地の維持・発展を図る。

事業実施主体

営農集団等、農業団体

対象事業等

- 1 収量・品質向上対策推進事業
 - (1) マンゴー苗木の県内一貫生産体制の整備
 - (2) きんかん・日向夏における温暖化対応技術や篤農家技術の波及等
- 2 経営改善対策推進事業
 - (1) 労力集中を回避するための省力化や収穫期を分散するための技術導入
 - (2) 施設の長寿命化・高機能化モデルの普及

補助基準

営農集団とは、次の要件を備えた農業者の組織とする。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 組織の規約及び管理運営の定めがあること。
- (3) 人・農地プランにおける中心経営体又は中心経営体となる見込みである者が含まれていること。
- (4) 構成員が3戸以上であること。

経営改善対策推進事業のうちハウスの長寿命化・高機能化モデル確立に取り組む場合は農業保険に加入すること。

補助率

- 1 については定額又は1/2以内、1/3以内
- 2 については定額又は1/3以内

県内事例

- 【令和3年度採択実績】
- 1 収量・品質向上対策推進事業
 - 南那珂 機能性被覆資材の導入
 - 2 経営改善対策推進事業
 - 中部 ハウス谷部分修繕によるハウス長寿命化の取組事例確立
 - 中部 乗用モアの導入による除草作業の省力化実証
 - 南那珂 省力機械の導入による剪定作業の負担軽減対策

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (施設園芸担当)	電話番号	26-7137 内線2700
-------	-------------------------	------	-------------------

青果物価格安定対策事業

(事業開始年度：昭和48年度)

— 国・県 —

事業の目的・概要	野菜生産農家の経営安定と消費者への野菜供給の安定を図るため、野菜価格の低落時に生産者に価格差補給金を交付するための資金の造成を行う。	
事業実施主体	(独) 農畜産業振興機構、(公財) 宮崎県青果物資金協会	
対象事業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜の価格が低落した場合の価格差補給事業 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 特定野菜等の価格が低落した場合の価格差補給事業 3 契約野菜安定供給事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 定量供給契約における供給量確保に係る補てん ② 市場価格連動契約における価格低落時の補てん ③ 産地における出荷調整等に係る補てん 4 みやざき特産野菜価格安定対策事業 国の制度の要件を満たさない県の認める産地についての価格差補給事業 5 野菜産地経営安定強化支援強化事業 国・県制度に対する補てん率の引き上げ 	
補助基準	各種事業で定める面積及び共同販売量等の条件を満たす産地であること。	
補助率	1の資金造成に係る補助割合	国60%、県20%
	2の	国1/3、県1/3(特定野菜の場合)
		国1/2、県1/4(指定野菜の場合)
	3の	国1/2、県1/4(指定野菜の場合)
		※①について、6次産業化法の認定を受け、リレー出荷に取り組む場合、国1/2、県1/10
	4の	国1/3、県1/3(特定野菜の場合)
		県1/3、市町村1/6(一般産地)
		県1/2、市町村1/4(中山間産地)
	5の	県1/3、市町村1/6もしくは0
県内事例	県下全JA	

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (施設園芸担当)	電話番号	26-7137 内線2703
-------	-------------------------	------	-------------------

耕種版インテグレーション加速化事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

事業の目的・概要

担い手の減少や高齢化等が進行する露地野菜産地において、産地の作業体制を分析し、生産性向上に係る資機材の導入を支援するとともに、優良な取組の他産地・他品目への展開を通じて、耕種版インテグレーションの取組を加速する。

事業実施主体

集落営農法人、農事組合法人、農業協同組合、実需者、農業団体、県等

対象事業等

- 1 生産体制効率化事業
耕種版インテグレーションにおける収穫や出荷など一連の作業の効率化を図るための機械等の導入を支援
- 2 産地展開加速化事業
耕種版インテグレーションの作業体制の分析・改善を行い、優良な取組を他産地・他品目へ拡大

補助基準

一定の要件を満たす営農集団等

補助率

- 1 生産体制効率化事業 1 / 3 以内
- 2 産地展開加速化事業 定額

県内事例

- 【令和3年度採択実績】
- 1 生産体制効率化事業（4事業実施主体）
 - 宮崎市 平型乾燥機の導入
 - 宮崎市 洗浄機の導入
 - 宮崎市 運搬台車の導入
 - 小林市 ホイルローダーの導入
 - 2 産地展開促進事業（1事業実施主体）
 - 三股町 露地野菜の生産工程の分析及び改善方策の提案

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (露地園芸担当)	電話番号	26-7137 内線2699
-------	-------------------------	------	-------------------

みやざきの優良種苗供給体制構築事業

(事業開始年度：令和4年度)

— 県 —

事業の目的・概要	県内の種苗生産関係者の情報共有ネットワーク会議を設立し、産地における種苗生産上の課題解決のための状況分析を行うとともに、省力化のためのスマート機器等を導入することで、産地ニーズに対応できる生産体制を構築し、県内における優良種苗供給体制の確立を目指す。
事業実施主体	営農集団、農業法人、農業団体、県等
対象事業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 優良種苗供給体制構築事業 種苗の安定供給に向けた体制づくりのため、種苗業者等と情報共有を図ると共に、種苗生産上の課題解決に向けた取組を実施し種苗供給方針を策定 2 優良種苗確保産地緊急支援事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 種苗供給の省力化、分業化、低コスト化に向けた機械・設備等の整備 (2) 優良品種の導入、種苗増殖等に要する経費
補助基準	<p>営農集団とは、次の要件を備えた農業者の組織とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 代表者の定めがあること。 (2) 組織の規約及び管理運営の定めがあること。 (3) 人・農地プランにおける中心経営体又は中心経営体となる見込みである者が含まれていること。 (4) 構成員が3戸以上であること。
補助率	<p>1については定額</p> <p>2の(1)の機械等のレンタルに要する経費は1/2以内を補助、導入に要する経費は1/3以内を補助、(2)については定額を補助</p>

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (露地園芸担当)	電話番号	26-7137 内線2699
-------	-------------------------	------	-------------------

中山間地域等直接支払交付金

(事業開始年度：平成12年度)

— 農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 —

事業の目的・概要	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。
事業実施主体	集落協定（対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定）等
対象事業等	<p>1 中山間地域等直接支払交付金 集落で作成した協定書等に基づいて行われる、農地の保全や多面的機能を守る活動等を支援する。</p> <p><対象活動></p> <p>(1) 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の防止、水路・農道等の管理活動等)</p> <p>(2) 多面的機能増進活動(自然生態系の保全、国土保全機能を高める取組等)</p> <p>(3) 農用地の保全のための体制整備活動(集落戦略の作成)</p> <p>(4) 地域農業の維持・発展に資する一定の取組 (棚田地域の振興を図る取組、集落協定の広域化の取組、超急傾斜地の保全活動等)</p> <p>2 市町村推進事業 集落等への説明・指導、確認事務及び支払事務等を支援する。</p>
補助基準	<p>1 対象地域 特定農山村法など地域振興立法5法の指定地域並びにこれに準ずる地域 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域</p> <p>2 対象農用地 (1) 急傾斜農地(田 1/20 以上、畑等 15 度以上) (2) 自然条件により小区画・不整形な田 (3) 市町村長が必要と認める緩傾斜農用地等 (4) 都道府県知事が定める特認基準に該当する農用地</p> <p>3 対象者 集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者又は認定農業者等</p>
補助率	<p>1 中山間地域等直接支払交付金：国 1/2，県 1/4，市町村 1/4（通常） 国 1/3，県 1/3，市町村 1/3（知事特認）</p> <p>2 市町村推進事業：国 1/2，市町村 1/2</p>
県内事例	中山間地域等直接支払制度の取組 県内349協定（令和3年度）
県主管課名	農政水産部 農村整備課 (農村地域保全担当)
電話番号	26-7143 内線：2739

魅力あるふるさと環境づくり事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>農業・農村のもつ多面的機能を発揮し地域の活性化を図るため、農村の生活環境の改善や保全に係る整備などを地域のニーズに即して総合的かつ機動的に行うとともにスマート生産基盤の整備を行うことにより、集落の住民が安心して暮らせる集落環境づくりはもとより、農作業の効率化及び省力化を可能とする営農しやすい環境づくりを行い農村の活性化を支援する。 また、降灰や渇水の事象による被害を最小限にするための対策についても支援する。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>市町村、土地改良区等</p>		
<p>対象事業等</p>	<p><補助対象事業の内容> 1 農村生活環境対策 (1) 生活基盤の整備 営農飲雑用水、農業集落排水路、農業集落道路の整備 (2) 国土の維持保全（スマート生産基盤の整備） コンクリート畦畔整備、土地改良施設整備補強等 水管理システム等の技術導入支援 (3) 地域活動の支援 地域提案メニュー（特認） 地域のアイデアによる活性化に必要な各種の農村環境整備 2 農村地域防災対策 (1) 農村地域降灰除去対策 集落共同降灰除去活動支援、農道等降灰除去対策 (2) 農業用水緊急渇水対策 干ばつ時の井戸設置やポンプリース等の渇水対策活動支援</p>		
<p>補助基準</p>	<p><事業実施期間> 令和3～令和5年度 <補助対象要件> 1 国庫補助事業の対象要件以下であること。 2 実施地区単位に「魅力ふるさとプラン」を策定すること。 （農村生活環境対策のみ）</p>		
<p>補助率</p>	<p>1 農村生活環境対策 40%以内（五法指定地域で財政力指数が0.5未満の市町村は50%以内） 2 農村地域防災対策 50%以内</p>		
<p>県内事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農山村地域の営農飲雑用水の整備 ・中山間地帯の棚田におけるコンクリート畦畔整備 		
<p>県主管課名</p>	<p>農政水産部 農村整備課 (農村整備担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7168 内線：3755</p>

小水力発電等農村地域導入支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

— 県 —

事業の目的・概要	農業用水を利用した小水力発電等は、有効な自然エネルギーとして活用への期待が高まっており、民間企業、大学、NPO、企業局等のノウハウの導入や連携を図りつつ、農村地域の再生可能エネルギー利用促進に向けた支援を行う。		
事業実施主体	市町村・土地改良区等		
対象事業等	<補助対象事業の内容> 売電で得た利益で用水路の管理はもとより、集落内整備や文化保存活動に利用するなど、地域活性化を図るため、農業用施設を利用した小水力発電等の導入のための調査費及び施設整備費等を補助 1 導入支援 (1) 導入可能性調査支援 (2) 概略設計支援 (3) 基本設計支援 (4) 協議・手続支援 (5) エコビレッジ構想作成支援 2 施設整備		
補助基準	<補助対象要件> 1 国庫補助事業の対象要件以下であること。 2 施設整備にあたってはエコビレッジ構想を策定すること。		
補助率	1 一般地域 50%以内 2 5法地域 55%以内		
県内事例	えびの市 田代陣の池ホタル谷小水力発電所 (最大出力 13.9kW) 日之影町 下小原発電所 (最大出力 5kW) 大日止昂小水力発電所 (最大出力 49.9kW) 等		
県主管課名	農政水産部 農村整備課 (農村整備担当)	電話番号	26-7168 内線：3755

中山間地域総合整備事業

(事業開始年度：平成2年度)

— 農林水産省農村振興局整備部地域整備課 —

事業の目的・要

中山間地域においては、その立地条件の不利性から農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備が遅れ、担い手の減少、高齢化や過疎化の進行などにより農業や農村の活性化が失われつつある。
このような実情を踏まえ、それぞれの立地条件に即した農業の展開や、農業を中心とした地域の活性化を図るために、農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を総合的に行う。

事業実施主体

県、市町村

対象事業等

- 1 中山間地域総合整備事業 (交付金事業)
 - (1) 農業生産基盤整備事業
 - ①農業用排水施設 ②農道 ③ほ場整備 ④農用地開発 ⑤農地防災
 - ⑥客土 ⑦暗きょ排水 ⑧農用地の改良・保全
 - (2) 農村生活環境整備事業
 - ①農業集落道 ②営農飲雑用水施設 ③農業集落排水施設
 - ④農業集落防災安全施設 ⑤用地整備 ⑥活性化施設
 - ⑦集落環境管理施設 ⑧交流施設基盤 ⑨情報基盤施設
 - ⑩市民農園等 ⑪生態系保全施設等 ⑫地域資源利活用施設
 - ⑬施設補強整備 ⑭施設環境整備 ⑮歴史的土改改良施設保全
 - ⑯施設集約 ⑰交換分合 ⑱集落土地基盤整備
 - (3) 保全管理等事業
 - ①高付加価値農業基盤整備 ②附帯事業 ③用地整備 ④市民農園等
 - ⑤生態系保全施設 ⑥遊水池 ⑦土地改良施設の撤去及び跡地整備
 - (4) 特認事業
- 2 中山間地域農業農村総合整備事業 (補助事業)
 - (1) 農業生産基盤整備事業
 - ①農業用排水施設 ②農道 ③ほ場整備 ④農用地開発 ⑤農地防災
 - ⑥客土 ⑦暗きょ排水 ⑧農用地の改良・保全 ⑨土地基盤の再編・秩序化
 - (2) 農村振興環境整備事業
 - ①農業集落道 ②営農飲雑用水施設 ③農業集落防災安全施設
 - ④用地整備 ⑤生産・販売・交流・農泊等施設
 - ⑥情報基盤施設 ⑦農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備
 - ⑧農村資源利活用推進施設 ⑨交換分合

補助基準

<事業対象地域の要件>
 1 過疎、振興山村、特定農山村、半島、離島、指定棚田地域などの指定を受けた地域又はそれに準ずる地域 (地方農政局長の特認地域)
 2 林野率50%以上かつ主傾斜がおおむね1/100以上の農用地面積が、当該地域の農用地の50%以上を占める地域であること。

農業生産基盤整備事業に係る受益面積の要件
 ・県営事業 60ha以上 (ただし、生産基盤型は20ha以上)
 ・団体営事業 20ha以上 (ただし、生産基盤型は10ha以上)
 ただし、林野率75%以上、かつ主傾斜が概ね1/20以上の農用地面積が当該地域の全農用地面積の50%を占める地域は、県営20ha以上、団体営10ha以上
 (※補助事業で実施する場合は、県営事業、団体営事業ともに10ha以上)

補助率

<県営> 国 5.5/10 県 3.0~3.2/10
 <団体営> 国 5.5/10 県 2.0~1.7/10

県内事例

高千穂町ほか

県主管課名	農政水産部 農村整備課 (農村地域保全担当)	電話番号	26-7143 内線: 2740
-------	---------------------------	------	---------------------

多面的機能支払交付金

(事業開始年度：平成26年度)

— 農林水産省農村振興局整備部農地資源課 —

事業の目的・概要	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家の育成等構造改革を後押しする。		
事業実施主体	活動組織（農業者のみ、または地域住民等を含めた組織で農地、水路、農道等の地域資源の基礎的保全活動や質的向上を図る活動を行う組織）		
対象事業等	<p>1 多面的機能支払交付金</p> <p>(1) 農地維持支払 農業者のみ、または地域住民等も含めた組織が取り組む地域資源の基礎的保全活動（農地法面の草刈り、水路の土砂上げ、農道の路面維持等の活動）を支援。</p> <p>(2) 資源向上支払（共同活動） 地域住民等を含めた組織が取り組む、地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全活動）を支援。</p> <p>(3) 資源向上支払（施設の長寿命化のための活動） 農地維持支払と同様の組織等が取り組む、農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援。</p> <p>2 市町村等推進交付金 集落等への説明、指導、確認事務並びに支払事務など。</p>		
補助基準	<p>1 対象農用地</p> <p>(1) 農地維持支払 ① 農振農用地区域内の農用地 ② 市町村が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地</p> <p>(2) 資源向上支払（共同活動） ① 農振農用地区域内の農用地 ② 市町村が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地</p> <p>(3) 資源向上支払（施設の長寿命化のための活動） ① 農振農用地区域内の農用地 ② 市町村が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地</p>		
補助率	<p>1 多面的機能支払交付金： 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4</p> <p>2 市町村等推進交付金： 国：定額</p>		
県内事例	多面的機能支払交付金制度の取組 県内468組織（令和3年度）		
県主管課名	農政水産部 農村整備課 (農村地域保全担当)	電話番号	26-7143 内線：2739

農業集落排水事業（構想策定）

（事業開始年度：平成22年度）

— 農林水産省九州農政局農村振興部地域整備課 —

事業の目的・概要

農業集落排水施設は、今後多くの施設が供用年数の長期化を迎えることから、適時・適切な修繕と更新により施設の長寿命化を図っていくことが求められる。
そのため、既存施設の機能低下等の的確な状況把握や機能診断を通じて、施設の有効活用と長寿命化を図るための構想策定を行う。

事業実施主体

市町村

対象事業等

<補助対象事業の内容>
農業集落排水施設に係る施設機能診断
地域の全施設を対象にした農業集落排水施設整備構想策定

補助基準

<採択要件>
1 市町村内に整備された農業集落排水施設が対象

補助率

国 10 / 10

県内事例

宮崎市ほか

県主管課名	農政水産部 農村整備課 (農村整備担当)	電話番号	26-7168 内線：3755
-------	-------------------------	------	--------------------

農業集落排水事業（施設整備）

（事業開始年度：平成14年度）

— 農林水産省九州農政局農村振興部地域整備課 —

事業の目的・概要	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水・汚泥の処理並びにそれらの循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資するものである。
事業実施主体	都道府県、市町村、土地改良区等
対象事業等	<p><補助対象事業の内容></p> <p>汚水又は雨水を処理する施設並びにこれらに付帯する施設の整備又は改築。</p>
補助基準	<p><採択要件></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業振興の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む）内の農業集落 2 受益戸数がおおむね20戸以上 3 原則として処理対象人口おおむね1,000人程度に相当する規模以下を対象。ただし原則によりがたい場合は、関係市町村及び都道府県の農林担当部局と下水道担当部局との間で所要の協議調整を行う。 ただし、重金属等の有害物質を含む工業排水等は対象外とする。 4 改築の場合は、「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要す費用が200万円以上で供用開始後7年以上経過、又は人口の著しい増加、水質基準の変化等認められること。
補助率	<p>国 5 / 10</p> <p>県交付金 過疎・振興山村・特定農山村地域 補助対象事業の1 / 10 一般地域 補助対象事業の0.75 / 10</p>
県内事例	宮崎市ほか

県主管課名

農政水産部 農村整備課
（農村整備担当）

電話番号

26-7168
内線：3755

農村整備事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 農林水産省九州農政局農村振興部地域整備課 —

事業の目的・概要

農村インフラ施設の状況や地域における役割を点検し、施設の再編・集約、優先順位を付けた計画的な保全対策、地震、浸水、停電等の災害対策等の強靱化及び維持管理の効率化及び農業生産性の向上等のための高度化を実施することにより、農村に安心して住み続けられる条件を整備し、農村の持続性の向上を図る。

事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区等

対象事業等

<補助対象事業の内容>

- 1 農業集落排水施設整備事業
農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う
- 2 農道・集落道整備事業
農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を行う
- 3 営農飲雑用水施設整備事業
家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備等を行う
- 4 地域資源利活用施設整備事業
農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設の整備等を行う
- 5 集落防災安全施設整備事業
農業集落の防災と安全を図るために必要な施設等の整備等を行う
- 6 計画策定等事業
農村インフラ整備計画で示した検討方針及び整備方針に基づき、点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定を行う

補助基準

<補助対象要件>

【農業集落排水施設整備事業】

- 1 共通要件
 - (1) 受益戸数がおおむね20戸以上。ただし、末端受益は2戸以上。
 - (2) 当該改築に要する費用の額が200万円以上かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること。
 - イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
 - (3) 農業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること。
 - (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1処理区当たり1か所（敷地面積0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の防災拠点等については、1地方公共団体当たり10か所）を上限とする。

2 強靱化型

次のいずれかを満たすものであること。

- (1) 定住人口がおおむね500人以上であるもの
- (2) 浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第十四条に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三に規定する高潮浸水想定区域その他市町村等が策定したハザードマップ内の浸水想定区域をいう。）内にあるもの
- (3) 処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの
- (4) 施設の再編・集約を行うもの

3 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。

4 調査計画策定

1 から 3 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

【農道・集落道整備事業】

1 強靱化型

(1) 個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

ア 受益面積がおおむね50ヘクタール以上（中山間地域等において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上）を有し、かつ、農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上（離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上）であるもの

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの

ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの

エ 施設の再編・集約を行うもの

(2) 総事業費がおおむね3,000万円以上（（1）のイ、ウ又はエに該当するものにあつては800万円以上）であること。

2 高度化型

(1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。

(2) 総事業費がおおむね3,000万円以上であること。

3 調査計画策定

1 又は 2 で定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

【営農飲雑用水施設整備事業】

1 共通要件

末端受益が2戸以上であること。

2 強靱化型

個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、次のいずれかを満たすものであること。

(1) 給水戸数がおおむね50戸以上であるもの

(2) 土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第七条に規定する土砂災害警戒区域をいう。）内にあるもの

(3) 給水区域内に防災拠点等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（敷地面積0.3ヘクタール以上の防災拠点又は避難地に限る。）をいう。）となりうる公共施設等が存在するもの

(4) 施設の再編・集約を行うもの

3 高度化型

次のいずれかを満たすものであること。なお、2の条件を同時に満たす場合においては強靱化型で実施できる対策を併せて実施できるものとする。

- (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。
- (2) 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備等、新技術を導入するものであること。

4 調査計画策定

1から3までで定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

【地域資源利活用施設整備事業】

1 次の全てを満たすものであること。

- (1) 停電時の自立運転機能を付与するものであること。なお、自立運転機能を付与する設備の設置は、単独では実施しないものとする。
- (2) 次のいずれかを満たすものであること。
 - ア 電力供給対象施設への電力の直接供給機能を付与するものであること。
 - イ 市町村等との協定締結等により、災害時の非常用電源として地域で活用することが確認されていること。

2 地域資源利活用施設のうち太陽光発電施設については、災害等による停電時においても、電力供給対象施設の操作や点検、監視等が行えるよう、1に掲げる要件に加え、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 停電時にも電力供給対象施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
- (2) 電力供給対象施設における所要電力を賄うため、発電電力を施設内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

【集落防災安全施設整備事業】

本事業の実施に当たっては、以下の全ての要件を満たすものとする。

- 1 既設の農業集落防災安全施設を対象とすること。
- 2 災害が発生した場合に、家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある施設であること。

【計画策定等事業】

本事業の実施に当たっては、以下の要件によるものとする。

- 1 施設計画策定事業を行う場合にあっては、当該事業費が200万円以上であること。
- 2 機能保全計画策定事業を行う場合にあっては、別紙1から5までにおいて定める採択要件（事業費に関するものを除く。）を満たす施設を対象としていること。

補 助 率

【農業集落排水施設整備事業】

国 5 / 10

県補助金

過疎・振興山村・特定農山村・指定棚田 補助対象事業の1 / 10
一般地域 補助対象事業の0.75 / 10

【計画策定等事業】

国 10 / 10

【その他の事業】

未定

県 主 管 課 名	農政水産部 農村整備課 (農村整備担当)	電 話 番 号	2 6 - 7 1 6 8 内 線 : 3 7 5 5
-----------	-------------------------	---------	--------------------------------

「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業

(事業開始年度：令和元年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>狭小な土地においても収益性の高い肉用牛・養鶏・施設園芸・果樹を核として、中山間地域にUIJターン者を呼び込むため、稼げる農業を実現する「受入パッケージ計画」を策定し、技術の習得から就農・定着までを一体的に支援することで、安心して移住・定住できる環境の整備を図る。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>県、市町村、協議会、農業団体等</p>		
<p>対象事業等</p>	<p>1 受入パッケージ計画の策定 就農モデルや研修及び移住・定着に関する計画の作成</p> <p>2 実践農場研修及び就農自立支援</p> <p>① 実践農場研修や集合研修等の支援</p> <p>② 新規就農者の初期整備等の支援</p>		
<p>補助率</p>	<p>1 1 / 2 以内</p> <p>2 の① 1 / 3 以内、定額</p> <p>2 の② 1 / 3 以内</p>		
<p>県内事例</p>	<p>令和3年度実績：7市町村で事業による支援を実施</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課 (畜産新生企画担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7140 内線：6252</p>

肉用牛経営安定対策補完事業
 (地域における肉用牛生産基盤強化等対策)

(事業開始年度：平成23年度)

— (独) 農畜産業振興機構 —

事業の目的・概要

肉用牛生産が中山間地域の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることを踏まえ、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援、地域の特色ある肉用牛振興対策等を実施することにより、多様な肉用牛経営の安定と肉用牛生産の振興を図る。

事業実施主体

公益社団法人宮崎県畜産協会（農協、肉用牛ヘルパー組織、営農集団等）

対象事業等

- 1 中核的担い手増頭推進
 地域の中核的担い手が計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金を交付
- 2 優良繁殖雌牛導入支援
 地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を通じて地域の改良基盤を維持するため、導入計画に基づき生産者集団等が雌牛を購入し、農業者等に一定期間貸し付ける場合に奨励金を交付
- 3 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備
 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備・改造に必要な資材等の導入及びリース料軽減に対する支援。また、子牛の健康維持に資する器具機材の導入・リースに係る費用の支援
- 4 肉用牛ヘルパー推進
 肉用牛ヘルパーの組織化のための協議会の開催、出役調整等の活動に対して支援

補助基準

肉用牛ヘルパー組織、増頭を目的とした中核的な繁殖経営体

補助率

1 / 2 以内、定額

県内事例

平成27年度
 ヘルパー組織10団体及び県内全域の中核的な繁殖経営体
 平成28年度
 ヘルパー組織10団体及び県内全域の中核的な繁殖経営体
 平成29年度
 ヘルパー組織10団体及び県内全域の中核的な繁殖経営体
 平成30年度
 ヘルパー組織10団体及び県内全域の中核的な繁殖経営体
 令和元年度
 ヘルパー組織10団体及び県内全域の中核的な繁殖経営体
 令和2年度
 ヘルパー組織9団体及び県内全域の中核的な繁殖経営体
 令和3年度
 ヘルパー組織9団体及び県内全域の中核的な繁殖経営体

県主管課名	農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課 (肉用牛振興担当)	電話番号	26-7138 内線：2715
-------	-------------------------------------	------	--------------------

酪農経営支援総合対策事業のうち 酪農経営安定化支援ヘルパー事業

(事業開始年度：平成28年度)

— (独) 農畜産業振興機構 —

事業の目的・概要

酪農家に代わり搾乳作業等を行う者（以下「酪農ヘルパー」という。）の人材育成支援、酪農家の傷病時における酪農ヘルパー利用の円滑化、酪農ヘルパーの出役を請け負う事業を実施する酪農ヘルパー利用組合の強化等を総合的に推進し、酪農ヘルパーを活用した生産基盤の強化と酪農経営におけるゆとりの創出を図る。

事業実施主体

都道府県団体（経済連、農協、ヘルパー組合、営農集団等）

対象事業等

- 1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援
 - ① 酪農後継者や新規就農を希望する酪農ヘルパー向けの研修、他団体等が実施する研修への参加にかかる経費について支援
 - ② ヘルパー確保のための募集の取組、雇用前研修、実践研修を支援
 - ③ 酪農後継者等の臨時ヘルパーとしての出役を支援
 - ④ 業務に必要な免許取得を支援
 - ⑤ コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパーの確保のための検討会等に要する経費について支援
 - ⑥ 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施に要する経費について支援
 - ⑦ 内定者を対象とした就業前研修に要する経費について支援
 - ⑧ 特定技能外国人の活用に世する経費
- 2 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化
互助制度に基づく加入農家への酪農ヘルパー利用料金の負担軽減に要する経費について支援
- 3 酪農ヘルパー利用組合の強化等
 - ① 収益改善のための経営診断、収支改善計画の作成、広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合等を支援
 - ② ヘルパーの傷害補償保険、損害賠償保険の加入促進に要する経費について支援
 - ③ 家畜防疫対策に係る計画策定、防疫機器等の整備を支援
 - ④ 利用実態等調査、優良事例発表会等を実施する際の経費について支援

補助率

(独) 農畜産業振興機構 定額、1/2以内

県内事例

令和3年度
宮崎県経済農業協同組合連合会及び酪農ヘルパー組合5組合

県主管課名	農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課 (酪農・中小家畜振興担当)	電話番号	26-7141 内線：2728
-------	---	------	--------------------

未来の畜産を担う産業人材育成事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

事業の目的・概	繁殖センターやコントラクター等の外部支援組織を高度な研修の場として位置づけ、農業団体の直接雇用により、働きながら技術を学べる体制（研修型雇用）を構築することで、産業としての魅力を高め、県内外の畜産後継者や離職者等を畜産産業人材として継続的に確保する。		
事業実施主体	農業団体		
対象事業等	1 技術指導 研修生に対して技術指導にあたる農業団体職員等に支払う経費の助成 2 座学等研修 ① 一般座学研修の講師を担う農業団体等の職員に支払う経費の助成 ② 座学研修にあたり外部講師派遣に要する経費の助成		
補助率	定額		
県内事例	R3年度実績：4団体で4名の人材育成を実施 (肉用牛1名、酪農1名、養豚1名、地頭鶏1名)		

県主管課名	農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課 (畜産新生企画担当)	電話番号	26-7140 内線：6252
-------	--------------------------------------	------	--------------------

【 農山村 】

牛・人・草が紡ぐひなたの畜産魅力アップ事業
(【牛】スマート畜産促進支援事業)

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

事業の目的・概要	高収益で競争力の高い畜産経営体の育成のため、スマート畜産モデル畜舎の整備や肉用牛定休型ヘルパー組織の創設、飼料コントラクター組織の効率化等の支援を行う。
事業実施主体	市町村、農協、畜産クラスター協議会、営農集団
対象事業等	スマート畜産促進支援 1 施設整備 スマート畜産を推進する目的で施設整備等を実施するために必要な資材の購入に要する経費を支援 2 研修会等 スマート畜舎整備の促進に向けた研修会、視察等に要する経費を支援
補助率	1 1 / 3 以内 (ただし 2,500 千円を上限とする。) 2 定額
県内事例	R 3 年度実績：2 件の施設整備を実施

県主管課名	農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課 (肉用牛振興担当)	電話番号	26 - 7138 内線：2715
-------	-------------------------------------	------	----------------------

牛・人・草が紡ぐひなたの畜産魅力アップ事業
 (【人】畜産経営魅力アップ事業)

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

事業の目的・概要	高収益で競争力の高い畜産経営体の育成のため、スマート畜産モデル畜舎の整備や肉用牛定休型ヘルパー組織の創設、飼料コントラクター組織の効率化等の支援を行う。
事業実施主体	農協、畜産クラスター協議会、ヘルパー組織
対象事業等	肉用牛定休型ヘルパー組織による労働環境改善支援 ア 創設支援 定休型ヘルパーの普及・啓発活動に要する経費を支援 イ 運営支援 (ア) 利用促進支援 ヘルパー組織を利用する際に要する経費を支援 (イ) 要員確保支援 ヘルパー要員の育成及び確保に要する経費を支援
補助率	ア 定額 イ 1/2以内
県内事例	R3年度実績：3組織において運営支援を実施

県主管課名	農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課 (肉用牛振興担当)	電話番号	26-7138 内線：2715
-------	-------------------------------------	------	--------------------

牛・人・草が紡ぐひなたの畜産魅力アップ事業
 (【草】飼料生産効率化促進支援事業)

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

事業の目的・概要	高収益で競争力の高い畜産経営体の育成のため、スマート畜産モデル畜舎の整備や肉用牛定休型ヘルパー組織の創設、飼料コントラクター組織の効率化等の支援を行う。
事業実施主体	地域コントラクター協議会、畜産クラスター協議会、宮崎県コントラクター等協議会
対象事業等	飼料生産効率化促進支援 (1) 地域内連携支援 コントラクター組織やTMRセンターが地域内連携を強化するためのコンサルタントに要する経費を支援 (2) 地域間連携支援 コントラクター組織の地域間連携を強化するための普及啓発に要する経費を支援 コントラクター組織の資質向上を図るための研修会開催等に要する経費を支援
補助率	(1) 定額 (2) 1/2、定額
県内事例	R3年度実績：宮崎県コントラクター等協議会において地域間連携支援を実施

県主管課名	農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課 (畜産経営支援担当)	電話番号	26-7138 内線：6241
-------	--------------------------------------	------	--------------------